

各委員からの質問・意見等を踏まえた選別の考え方の整理

1 二次選別結果で「廃棄」としていたが、意見等を踏まえて「移管」に変更する文書の類型

- (1) 比較的軽易な内容の文書であるが、特に重要な政策事項等に関する文書であり移管すべきと整理し直したもの（例：腸管出血性大腸菌感染症関連文書等）。
- (2) 県の独自性が表れている政策に係る文書であり移管すべきと整理し直したもの（例：淡海子育てマイスター事業関連文書等）
- (3) 他の団体等が作成した文書であるが、本県との関わりが深く、当該他の団体等を通じて将来にわたり参照し得るか否かが不明確なもの（例：原発事業者からの耐震安全性に係る報告書等）
- (4) 事業の重要性は高くはないが、当時の状況等を把握する上で重要な文書として移管すべきと整理し直したもの（例：公害対応等に係る文書等）

2 各委員から質問・意見があった文書のうち廃棄相当とするものの類型

- (1) ファイル情報がシステム上登録されているのみで、文書が存在しないもの
- (2) 他所属や本庁の業務に係るもの
→ 主務課や本庁の文書を移管する。
- (3) 他団体の業務に係るもの
→ 特に本県において保存すべきと判断するもの（本県における意思形成等との関わりが深い文書であって、当該他の団体等を通じて将来にわたり参照し得るか否かが不明確なものなど）は、移管する。
- (4) より詳細な文書やより情報がまとめられた文書が別途保存されているもの
- (5) 刊行物等で内容を把握できるもの
- (6) 県の裁量の幅が小さく、国の文書等で内容が把握できるもの
- (7) 毎年度行われる定型的な事業の実施に係るもの
→ 制度の検討・創設に係る文書、実施初年度の文書等は移管する。
- (8) 一般的な普及・啓発の事業（情報提供、講演会等）の実施に係るもの
- (9) 個人の権利義務に係る許認可等に関する文書であって、公益への影響が小さいもの
→ 人権上の継続的かつ重大な影響があるもの等は移管する。